

JASRACシンポジウム

著作権法上の“引用”を考える (1月31日 有楽町朝日ホール)

著作権法第32条1項により、公表された著作物は「公正な慣行に合致し」、「報道・批評・研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるもの」であれば、「引用」して利用することができる。しかし、具体的な要件が条文に明示されていないため、権利者と利用者との間で解釈が異なることが多い。今回のシンポジウムでは、文芸・音楽などの権利者団体や報道、法曹等の関係者により引用の取扱いについて議論された。当日は過去最高となる590人以上が来場したほか、生配信した「ニコニコ生放送」では延べ6,400人以上が視聴した。

第1部 基調講演 「引用と著作権」

上野 達弘 氏

早稲田大学法学学術院 教授

◆「伝統的2要件」から「総合考慮」へ

「パロディ事件」判決(最高裁、1980年)以降、適法な引用を判断するにあたっては「明瞭区別性」(引用する著作物と引用される著作物が明瞭に区別されているか)と「主従関係」(引用する著作物が主、引用される著作物が従の関係にあるか)の2要件が用いられてきた。しかし、この伝統的とも言える2要件は、現行法施行前の侵害行為を対象に旧著作権法の適用から導かれた要件であるため、現行条文との結びつきが不明瞭と批判され、昨今では著作権法の条文に立ち返り「総合考慮」する裁判例が増えている。「聖教グラフ事件」判決(東京地裁、2003年)、「美術鑑定証書事件」判決(知財高裁、2010年)などがあり、後者は、引用側に著作物性を不要とする裁判例としても議論の対象になっている。

◆「新2要件説」と「正当な目的」

「伝統的2要件」を適法引用の最終判断に用いるには“荷が重すぎる”ものの、「引用して利用することができる」の“引用”に当たるための要件と捉えたうえで、公正な慣行に合致するか、正当な範囲内かを判断する方法(「新2要件説」)や、“目的”が正当であることを要件とする考えなども、近年有力になっている。

◆今般の議論の状況から整理できる「要件」

「要件」をめぐる議論は収束していないが、現状では以下のように整理できる。

- ① 公表された著作物であること
- ② 引用であり〔(明瞭)区別性・主従関係〕、正当な目的があること

③ 公正な慣行

④ 正当な範囲内

近時の裁判例では、④について「社会通念上合理的な範囲内」と示されており、権利者に与える経済的な影響も考慮される。

◆「実務上の基準」

学説とは別に、実務上の基準を持つ方法が考えられる。『出版契約ハンドブック』(日本書籍出版協会)の7要件(下記)が代表的である。

- ① 公表
- ② 明瞭区分性
- ③ 主従関係
- ④ 必然性(必要性)
- ⑤ 必要最小限度
- ⑥ 改変禁止
- ⑦ 出所の明示

◆まとめ

引用を口実とした「居残り侵害」や、引用の過剰な委縮は共に望ましくない。引用の範囲の明確性を高められるよう取り組まねばならない。

手段として、新たな立法やガイドラインの策定があるが、困難であれば、本件ディスカッションのように、権利者と利用者が集い「このあたりであればOK」とされるところを情報交換・言語化・共有し、その成果を将来に引き継ぐ方法が有用である。



第2部 パネルディスカッション 「著作権法上の“引用”を考える」

[コーディネーター]

上野 達弘 氏 (早稲田大学法学学術院 教授)

[パネリスト]

伊藤 氏貴 氏 (日本文藝家協会評議委員・文芸評論家・明治大学文学部准教授)

上治 信悟 氏 (朝日新聞東京本社 知的財産担当補佐)

前田 哲男 氏 (弁護士)

[五十音順]

浅石 道夫 (JASRAC理事長)



■引用を取り上げた理由

上野氏の司会ではじまった第2部は、まず、パネリストの4氏がそれぞれ自身と引用の関わりを述べた。そのなかで、浅石理事長は「昨年の京都大学の式辞に関する報道をきっかけに、広範な議論の必要性を感じた。権利制限について考えることで、著作権そのものの考えを深めることができる」と引用を今回のテーマとした理由を説明した。



上野達弘氏

■実務判断

伊藤氏は、日本文藝家協会が公表している5要件を説明し、要件の1つである「引用であること」に「区別性」と「(狭義の)主従関係」が含まれているとの見解を示した。また「公正な慣行」について、短歌や俳句を例に、ジャンルによって慣行が大きく異なる実情を紹介した。



伊藤氏貴氏

上治氏は、「総合考慮」は実務上、他者へのアドバイスには使えず、日本書籍出版協会の出版契約ハンドブックの7要件が有用であるとしたうえで、「判断に迷う場合は『(掲載を)止めるか書き換える』『他人の目でチェックする』ことを助言している」と述べた。



上治信悟氏

前田氏は、「正当化できる合理的な目的によるものでなければ適法引用にならない」として、「正当な目的」こそ重要な要件であり、条文からもその根拠を導けることを説明。「著作権法第32条1項を、著作権者の保護と他者の表現の自由に係る調整規定と捉えれば、何が正当な目的となり得るかを議論できる」と述べ、自身の考える

正当な目的の具体例を挙げた。

浅石理事長は、JASRACの実務判断は、日本書籍出版協会の出版契約ハンドブックの7要件とほぼ一致しているものの、主従関係・必然性・必要最小限度(=必要な範囲の分量)について見解が分かれやすいことを指摘。このため、米国での引用に係る量的なガイドラインの例を紹介したうえで、「日本においても量的な範囲の具体性を議論すべき」と提案した。

■具体例の検証

浅石理事長は、京都大学の式辞におけるボブ・ディランの歌詞を適法引用と判断した根拠を説明し、JASRACが同大学に連絡したのは、大学側の著作物利用に関する認識を確認するためのものだったことを付言した。他の3氏とも、歌詞については適法な引用に当たるとの印象、判断を示した。このほか、上治氏が創作した架空の記事を題材に、適法引用の範囲について登壇者がそれぞれ論評した。



前田哲男氏



浅石理事長

■出版権の管理

浅石理事長は、本来は判例の集積が求められるものの、経済合理性の観点から、JASRACでは引用に係る法的措置を講じることができないと説明。解決策として、著作権法第32条1項に代わる新しい条文規定の追加と併せて、弁護士費用を請求できる制度導入の必要性を示した。

また、諸外国では著作権管理団体による出版権管理が少数である事実を紹介したうえで、JASRACが出版権を手放す選択肢も題材の1つとし、出版権に係る管理の在り方についての議論が一層求められることを強調した。